

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和46年3月30日から49年7月31日まで、A社に勤務していた。申立期間は、同社（本社）から同社B工場に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（本社）から提出された人事関係資料及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社（本社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和47年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和47年11月1日とすべきところ、誤って同年10月31日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和36年12月1日にA社B工場から同社C工場に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の取締役兼工場長及び複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、複数の同僚は、「申立人と一緒に、昭和36年12月1日にA社B工場から同社C工場へ転勤した。」と述べている上、A社C工場は、昭和36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人は、同社同工場において同日に被保険者資格を取得していることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は、同社C工場における資格取得日と同日の同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、平成18年5月は30万円、同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は24万円、19年1月は26万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を9万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から19年6月1日まで
② 平成18年12月29日

申立期間①について、私は、A社に勤務していたが、私が所持する給料明細によれば、給与総支給額は、オンライン記録より高額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②について、賞与に係る給料明細も所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について

申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 18 年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 24 万円、19 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料明細において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された賞与に係る給料明細により、申立人は、当該期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、前述の賞与に係る給料明細において確認できる賞与額から、9 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、私がA社から、グループ会社のC社に出向した時期であり、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和38年5月1日とすべきところ、誤って同年4月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私が20歳に到達した昭和47年*月頃、A職であった父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納税貯蓄組合で納付していたが、未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA職であった父が納税貯蓄組合を通じて納付していたと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日及びB市が作成した国民年金被保険者名簿から、昭和50年6月頃に払い出されたと認められ、この時点で、申立期間のうち一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市は、国民年金保険料を納税貯蓄組合で納付する場合、国民年金被保険者名簿の年金組合コード欄に組合番号を記載していたが、申立人に係る国民年金被保険者名簿には、年金組合コード欄に組合番号は記載されていない上、特例納付勧奨通知対象者には当該通知を送付した日を同名簿に記載していたところ、申立人に係る同名簿において、昭和50年10月6日に送付していることが確認でき、この時点で申立期間は未納であったことが確認できる。

さらに、申立期間は30か月と長期間である上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人又はその父が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1455 (事案 1028 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社でB業務員として住み込みで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認の申立てを行ったところ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない旨の回答をもらった。

今回の再申立てにあたり、新たな資料や情報は無いが、昭和 29 年から国民健康保険の切替手続をその都度行ってきたことを記憶しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と一緒に勤務していた同僚の妻の記憶及び申立人から提出されたA社周辺で撮影した写真により、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できるものの、i) A社は、昭和 30 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) オンライン記録によれば、一緒に勤務していた同僚も、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、申立人と同じ昭和 36 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できること、iii) 申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、

死亡しており、事業主及び事務職の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかったこと、iv) 申立期間に係る給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いが、再調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立期間に係る健康保険証の番号に欠番は無い上、申立人の同社における被保険者資格取得日は、昭和 36 年 12 月 1 日となっていることが確認でき、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人と一緒に勤務していた前述の同僚のほかに、冬季間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が5人確認できるが、いずれも、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険記号番号は、申立事業所において昭和 36 年 12 月 1 日に資格を取得した者3人に対して、同年 12 月 20 日に連番で払い出されている番号の一つであることが確認できる。

加えて、申立人は、「私は、平成 10 年に年金裁定請求書を提出したが、その請求書で、申立期間の厚生年金保険への加入が確認できるはずだ。」と主張しているものの、オンライン記録によれば、申立人の平成 10 年の年金裁定において、申立期間における申立事業所の厚生年金保険の加入記録は含まれていないことが確認できる。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。